

意見書（抜粋）

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれましては2020年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望します。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年9月27日

大 竹 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

請願や陳情の提出方法

どなたでも市政に対する意見や要望を直接、市議会に届けることができます。

① 請願と陳情の違い

【請願】は、委員会で審議された後、本会議で採択（請願に賛成）か不採択（賛成できない）かが決められます。

※請願書の提出には、市議会議員の紹介が必要です。

【陳情】は、市民、市内事業所に勤務する方、市内の各種団体に所属する方から提出されたもので、市政に直接関係するものについては、委員会で審査されます。

その後、本会議で審議され、採択か不採択かが決められます。委員会で審査されない陳情書もあります。その場合は、議員に写しを配布します。

② 書き方

件 名
令和__年__月__日
大竹市議会議長_____様
住 所 _____
氏 名 _____ [◎]
紹介議員 _____ [◎]
趣旨
項目
・
・

※陳情書の場合、紹介議員の欄は必要ありません。

③ 提出先

市役所5階の議会事務局に提出してください。
事前に、お電話でのご相談も受け付けています。(☎59・2183)
詳細は市ホームページ→議会事務局→請願・陳情についてをご覧ください。